

資金管理業務規程「再資源化預託金等の運用の基本方針」の変更 新旧条文対照表

(下線部が変更箇所)

再資源化預託金等の運用の基本方針（新）	再資源化預託金等の運用の基本方針（現行）
Ⅱ. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成 1. 運用対象資産の範囲 ＜略＞ 2. 運用対象資産の構成 ○ 資金運用は、運用対象資産たる国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、金融債、社債の組み合わせによって、満期保有を前提とした期間10年のいわゆるラダー型の運用を原則とし、これら債券の種別は、以下の（ア）（イ）（ウ）のとおりとする。 （ア） 国債 （イ） 特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府が保証するもの） （ウ） 地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府保証のないもの）、金融債及び社債 <u>○ ラダー型運用の期間については、自動車の平均使用年数等を考慮した各年限の必要残高に応じたものとする。</u> ○ 元本確保の前提の観点から、平成25年1月1日以降において取得する債券の種別は、上記（ア）及び（イ）とする。また、当該事業年度において取得する<u>上記（イ）の比率は、上記（ア）の取得比率を超えない範囲とする。</u> ＜略＞ Ⅲ. 運用成果の評価 ○ 運用の基本方針に則して適切な運用がなされているかを判断する材料として、国債中心の商品で期間10年のラダー型運用を実施することを前提に、「10年利付国債による平均（単利）利回り」を指標として用い、四半期及び年間トータルでの運用評価を行う。 以下 ＜略＞	Ⅱ. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成 1. 運用対象資産の範囲 ＜略＞ 2. 運用対象資産の構成 ○ 資金運用は、運用対象資産たる国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、金融債、社債の組み合わせによって、満期保有を前提とした期間10年のいわゆるラダー型の運用を原則とし、これら債券の種別は、以下の（ア）（イ）（ウ）のとおりとする。 （ア） 国債 （イ） 特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府が保証するもの） （ウ） 地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券（政府保証のないもの）、金融債及び社債 ○ 元本確保の前提の観点から、平成25年1月1日以降において取得する債券の種別は、上記（ア）及び（イ）とする。また、当該事業年度において取得する<u>上記（ア）及び（イ）の比率については、市場における残存年限10年債券の残高比率に準じたものとする。</u> ＜略＞ Ⅲ. 運用成果の評価 ○ 運用の基本方針に則して適切な運用がなされているかを判断する材料として、国債中心の商品で期間10年のラダー型運用を実施することを前提に、「10年利付国債による平均（単利）利回り」を指標として用い、四半期及び年間トータルでの運用評価を行う。 以下 ＜略＞